

感対第251-6号
令和5年5月9日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の取扱いについて

標記の件について、厚生労働省より、令和5年5月2日付け事務連絡が発出されております。

つきましては、内容を御了知いただき、医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL : 048-830-7525
Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp